

一般競争入札の実施（公告）

次のとおり、総合評価一般競争入札を行うので公告する。

令和 7 年 7 月 3 日

長崎県知事 大石 賢吾

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務番号 7 人同対第12号
- (2) 業 務 名 令和 7 年度企業人権啓発セミナー開催業務委託
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 8 年 2 月 28 日まで
- (4) 業務概要 企業内における人権啓発活動の取組を推進する人材として必要な知識やスキルを習得するための人権啓発セミナーを県内の企業等に対し W E B 配信により開催することとし、そのセミナーの企画立案及び実施、運営を行う。
なお、詳細については「仕様書」による。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札の参加者の資格等（告示）（令和 7 年 7 月 3 日付）に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を得ていること。

3 入札の方法等

- (1) この入札は、令第167条の10の2第1項の規定による総合評価一般競争入札で行うので、別に定める技術提案書作成要領に基づく技術提案書及び契約希望金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札は、別に指定する入札書（様式第5号）及び入札用封筒（様式第6号）に必要事項を記載して、記名押印の上、入札当日に入札者又はその代理人が直接入札箱に投函すること。なお、電送及び郵送による入札は認めない。
- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。
- (5) 入札執行回数は3回を限度とする。
- (6) 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。
- (7) 当該契約に関する事務を担当する部局等の名称等
(名 称) 長崎県 県民生活環境部 人権・同和対策課
(住 所) 〒850－8570 長崎市尾上町3-1
(電話番号) 095－826－2585（直通）
(F A X) 095－826－4874

(8) 技術提案書の提出期限及び場所

期限 令和7年8月4日（月） 午後5時まで

場所 (7)の部局に直接持参又は郵送（書留郵便などの配達記録がわかる方法に限る。期限内必着のこと。）すること。

(9) 提案者によるプレゼンテーションの実施

期日 令和7年8月中旬～下旬（開始日時については、提案者へ別に通知する。）

場所 長崎県庁会議室（場所については、提案者へ別に通知する。）

なお、リモート（Cisco Webex Meeting 又は Microsoft Teams に限る）によるプレゼンテーションもできるものとする。

(10) 入札の期日及び場所

期日 令和7年8月28日（木） 午前11時00分

場所 長崎県庁会議室（場所については、提案者へ別に通知する。）

(11) 入札当日が悪天候（大雨等）等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に(7)の部局へ連絡すること。

4 入札説明書等の交付期間及び場所

期間 この公告の日から令和7年7月18日（金）まで（県の休日を除く。）の期間の午前9時から午後5時まで

場所 3の(7)の部局

なお、県のホームページから入手することもできる。

5 契約事項を示す場所

3の(7)の部局

6 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積った契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合で事前に県の承認を受けたときは、入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 令和5年4月1日から入札保証金の納付期限の前日までの間に、長崎県若しくは他の地方公共団体又は国との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、それを証明するものを2件提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合で事前に県の承認を受けたときは、契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 令和5年4月1日から入札日の前日までの間において、長崎県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、それを証明するものを2件提出する場合

8 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状（様式第7号）の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

9 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、(1)から(7)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札したとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (7) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 入札者が入札条件に違反したとき。
- (9) 入札者の納付した入札保証金が所定の額に達しないとき。
- (10) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に記名押印がないときなど、入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

10 最低制限価格 設定しない

11 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内である入札参加者のうち、技術提案書の審査に基づく技術評価点、入札金額に基づく価格評価点の合計点（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者とする。総合評価点の最も高い入札者が2者以上あるときは、技術評価点の高い入札者を落札者とする。さらに、技術評価点の最も高い入札者が2者以上あるときは、くじにより決定するものとし、この場合において、くじに立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わって、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることとする。

- (2) 技術評価点は、基礎点30点と加算点120点の合計150点とし、基礎点に満たない技術提案書を提出したものは失格とし、総合評価点は与えない。
- (3) 価格評価点は、100点とし、入札価格に応じて点数を与える。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。この場合、次順位者を落札者とする。
- (5) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。この場合、次順位者を落札者とする。

12 落札者決定基準

落札者決定基準については、別に定める。

13 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (3) 本公告に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び長崎県財務規則の定めるところによる。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。